

物価高騰支援給付金（3万円/1世帯）・ 冬季生活支援事業（5千円/1世帯）のご案内

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づき、物価高の影響が大きい世帯に対し給付金（3万円）を支給します。また、冬季生活支援（灯油助成）として5千円を上乗せし支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万5千円

本給付金は、差押禁止等及び非課税の取扱いとなります。

対象となる世帯

次の2つの条件に該当する世帯

- 令和6年12月13日において、市の住民基本台帳に記載されている世帯。
- 世帯全員が令和6年度の**個人住民税均等割が非課税**である世帯。

ただし次に該当する世帯は対象となりません。

- ※世帯全員が住民税均等割が課税されている者の扶養親族等である世帯。
- ※租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯。

●確認書、申請書が届いた方へ

給付金を受給するには、確認書または申請書の提出が必要となります。

内容を確認いただき、必要事項を記入し、**添付書類**と一緒に市役所窓口または郵送でご提出ください。



提出期限 令和7年6月30日(月)

- 市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が支給の目安です。
- 振込完了後、支給決定通知書を送付しますので、ご確認ください。
- 給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。
- 18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども加算（子ども1人あたり2万円）についてのご案内を後日発送いたします。

お問合せ

受付時間：平日8：30～17：00

物価高騰支援給付金窓口（社会福祉課）

0259-63-3850

子ども加算担当（子ども若者課）

0259-63-3126